

社会体育事業補助金の交付について

1. 目的

中野区と連携し区内におけるスポーツ・レクリエーションの振興を推進し、区民の体力向上と健康増進を図り、豊かな区民生活の形成に寄与する公益活動に対し、補助金を交付する。

2. 根拠法規等

資料4のとおり。

3. 平成31年度 補助金交付事業実施結果

資料5のとおり。

4. 令和3年度 補助金交付額（案）

資料6のとおり。

5. 各団体の活動、取り組み

(1) 幅広いスポーツ機会の提供

①障害者のスポーツ

テニス、水泳、パドルテニス等で障害者向けの教室や大会を実施している。また、健常者と障害者のダブルスで出場するテニス大会もある。

②高齢者のスポーツ

卓球、ソフトテニス、バレーボール等、多くの競技で高齢者向けの教室の実施や、大会においてシニアの部を設けるなどしている。

③青少年の健全育成

少年野球、少年サッカー連盟だけでなく、各団体がジュニア向けの教室等を開催している。また、バレーボールや剣道等、中学校運動部活動に指導者を派遣している。

(2) スポーツによる地域交流

①区民スポーツフェスティバル（中野区体育協会）

区内のスポーツ施設を会場に、気軽に各種スポーツが体験できる事業を実施している。

②中野区・田村市スポーツ交流事業（中野区体育協会）

福島県田村市の体育協会との交流。試合や合同練習等を実施している。

6. 参考 一般社団法人 中野区体育協会組織図

資料7のとおり。